

ロシアによるウクライナ侵攻及び主権侵害に抗議する決議

ロシアは2月24日、一方的に「独立」承認したウクライナの東部地域にロシア軍を侵入させるとともに、ウクライナ各地の軍事施設、キエフ、オデッサなどへの攻撃を始めました。これは、ウクライナの主権と領土を侵し、国連憲章、国際法を踏みにじる、紛れもない侵略行為です。ただちに軍事行動をやめ、撤退させることを強く求めます。

プーチン大統領は同日の演説で、今回の軍事行動はウクライナ東部地域の「要請」を受けたもので、国連憲章第51条の「集団的自衛」だとしています。しかし、一方的に「独立」を認めた地域、集団との「集団的自衛」などありえず、国際法上まったく根拠がありません。

また、プーチン大統領は、ウクライナの「脱軍事化、脱ナチス化」を進めると述べ、東部にとどまらず、ウクライナ全土でロシア軍を展開させる構えを見せています。ロシア国防省はウクライナの各地の軍事施設への攻撃も明らかにしました。国連加盟国であるウクライナを独立国、主権国家として認めない態度であり、言語道断です。

さらに、プーチン大統領は、この侵略行為にあたって、ロシアが核兵器大国であることを誇示し、欧米の批判や制裁の動きに対抗する姿勢を見せています。核兵器で世界の諸国を威嚇するものであり、今日の世界において、決して許されるものではありません。

よって本市議会は、今回のロシアによるウクライナへの侵攻及び主権侵害に対し強く抗議するとともに、ロシアは即時にロシア軍による攻撃を停止し、ウクライナから完全撤退するよう強く求めます。

以上、決議する。

令和4年3月8日

春日部市議会